

医療法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 5 年 6 月 19 日
厚生労働省
医政局総務課

医療法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 5 年 4 月 18 日（火）から同年 5 月 17 日（水）まで御意見を募集したところ、計 5 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「データヘルス推進特命委員会」が自民党の組織であることを明記せずに行われた本意見募集は、行政手続法第 39 条第 2 項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」を公示したものとは認められず、手続の適正性を欠いて違法である。	改正の内容は「2. 改正の概要」に明記しており、「具体的かつ明確な内容のもの」であると考えております。
2	一定以上の病床（大病院となるような数）などにおいては、管理栄養士である必要がある、というような定めも行っておくべきではないかと考える。 食事は入院生活・療養において重要性のあるものであるが、管理栄養士の知見について重んじた施策が行われた方が望ましいのではないかと考える。	人員の配置については、個々の病院の規模や機能に応じて判断されることが適切と考えており、管理栄養士の配置の義務付けについては、現に運営されている各医療機関の診療体制、ひいては地域医療の提供体制にも影響があることが想定されるため、慎重な検討が必要であると考えております。なお、特定機能病院につ

		いては、現行の医療法施行規則第 22 条の 2 第 1 項第 5 号において、管理栄養士の配置が既に規定されています。
--	--	---

※上記のほか、3 件の今回の意見募集案の内容に直接関係ない御意見をいただきました。

※パブリックコメントを実施した際の「医療法施行規則の一部を改正する省令案」について、「施行期日」を、「公布日」としておりましたが、「令和 6 年 4 月 1 日」に変更することといたしました。